

みんながまごころ

国民健康保険

交通事故など、他人の行為により治療を受けた場合は…

●医療費は加害者が負担します

交通事故、自転車事故、他人の飼い犬に噛まれたなど、他人の行為が原因でケガや病気になる場合でも、国民健康保険（国保）の保険証を使って医療機関に受診することができません。

●届け出に必要なもの

- ・第三者行為による傷病届およびその他必要な書類（用紙は役場住民課にあります）
- ・交通事故証明書（所定の申請用紙は警察署、交番にあります）
- ・国民健康保険証
- ・印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・事故の被害者の個人番号がわかるもの

医療費は、過失に応じて加害者が負担するのが原則ですが、届け出をすることにより国保が一時的に立て替えて支払い、後でその医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

●届け出をお願いします

①警察に届け出

交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出てください。また「交通事故証明書」の交付申請手続きを行ってください。

②役場に届け出

住民課保険年金担当へも届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出します。

●示談の前に必ず相談を

- ・届出者の本人確認書類
- ・必要な書類がそろわなくても、まずご相談ください。

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合や給付を返納していただく場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-521-6584

感雑向綿

— 2020年5月 —
日野町長 藤澤 直広

5月5日子ども達の健やかな育ちを願う「こどもの日」。五月の空に鯉のぼりがゆつたりと泳いでいます。

新型コロナウイルスの感染が広がり、全国に緊急事態宣言が5月6日まで発せられました。あらためて健康、安全、安心の大切さが身に沁みます。日野町医師会の先生と発熱した患者さんを診る「発熱外来」の設置について検討しています。医療機関に新型コロナウイルスの感染が広がらないため、事前に患者さんを診て対処を判断するものです。医療現場において、マスクやガウン、消毒液などが不足するという信じられない状況になっています。「医療崩壊」とならないために医療機関、県ともにしつかりと対応したいと思っています。

周知徹底、対応しています。商工会では業者の応援対策や消費喚起対策について取り組もうとされています。町としても支援しなければと思います。

学校、保育所、学童保育所も懸命に支えていただいています。児童、生徒の皆さんは、休校によって、4月は数日登校しただけにになりました。家庭学習や臨時預かり、学童保育所で過ごしていたいただきましたが学習面でも交友面でも不安があることと思います。休校中の対応について、家庭学習の充実など先生方にご努力いただいています。クラブ活動の休止も大きな影響を及ぼしています。3年生にとっては中学生も高校生も最後の大会になります。「今年こそ」と一生懸命練習してこられた気持ちや思いと察するに余りあります。

あらゆる分野で社会を支えるために懸命な努力が続いています。今回の未曾有の出来事は、現代社会の有り様が問われている気がします。今年も田植えが始まりました。風にそよぐ早苗が太陽の光をうけて成長し秋には稲穂を实らせませます。この難局を乗り越え、平穏な日常を取り戻すために力を合わせましょう。

今秋採用の中部清掃組合職員募集

区 分	上 級 技 術（機 械）
採用予定人数	1名
年 齢 等	昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
受 験 資 格	次のいずれかに該当する方は、受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方 ・中部清掃組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
受 付 期 間	6月5日（金）の正午まで
第 1 次 試 験	6月14日（日）
日 程・方 法	教養試験・専門試験
試 験 会 場	中部清掃組合 日野清掃センター
最 終 結 果	8月中旬
採用日（予定）	10月1日（木）
そ の 他	第1次試験合格者は、第2次試験（作文・面接等）を実施します

◆申し込み・問い合わせ先 中部清掃組合 総務係 ☎0748-53-0155

※ホームページにも掲載しています URL <http://www.tyubuseisou.jp>

軽自動車税(種別割)の減免申請受け付け

【受付期間】納税通知書到着～5月25日（月）

次に該当する人が、4月1日現在で軽自動車等（原動機付自転車含む）を登録している場合、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

●対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、その障がいの程度が一定級以上の本人

※満18歳未満の身体障がい者または、知的障がい者、精神障がい者と生計をともにする方も対象となります。（障がいの程度が一定級以上）

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税（種別割）の減免に係る現況報告書」（税務課より送付）の提出により継続して減免されます。

●申請場所

税務課



●申請に必要なもの

- 運転免許証 ●印鑑 ●納税通知書
- 自動車検査証 ●身体障害者等手帳
- 生計同一・常時介護証明書（本人以外の家族の方が運転される場合必要）

※普通自動車で減免申請を受けられる場合は、申請できません。

※減免できるのは、お一人一台です。

詳しくは、事前に税務課までお問い合わせください。

【軽自動車税の名称が変わりました】

昨年10月1日から、税制改正により自動車取得税（県税）が廃止され、「軽自動車税（環境性能割）」が導入されました。これに伴い、軽自動車の保有に対して賦課される従来の軽自動車税は、「軽自動車税（種別割）」に名称が変更となりました。（※税率の変更はありません）

なお、軽自動車税（環境性能割）の賦課徴収は、当分の間、県が行います。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎0748-52-6570